

# 「沖縄県犯罪被害者等支援条例」の概要

犯罪被害者等  
基本法  
に定められた  
地方公共団体の  
役割

地域の状況に応じた  
施策を策定実施  
(施策の総合的推進  
に係る企画調整)

- 地方公共団体の責務(法第5条)
- 意見の反映及び透明性の確保(法第23条)

地方公共団体が  
講ずるものとする  
「基本的施策」

- 犯罪被害者等に対する支援。相談・情報の提供、経済的負担軽減、保健医療・福祉の提供、安全の確保、居住・雇用の安定等(法11条～19条)
- 国民の理解増進(法20条)
- 人材養成、民間団体援助等(法21条～22条)

条例制定

県が県内の状況に応じた施策を実施するための仕組みを構築

目的  
(第1条)

犯罪被害者等支援に関する施策の実効性の確保及び犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する

定義 (第2条)

犯罪等、犯罪被害者等、犯罪被害者等支援、再被害、二次的被害、民間支援団体

基本理念  
(第3条)

- 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者の相互の連携協力の下、社会全体として推進する
- 被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情に応じて適切な支援を行う
- 二次的被害が生ずることのないよう十分配慮する
- 必要な支援が途切れることなく提供されるよう支援を行う

のっとり

責務 (第4・5・6・7条)

県

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、実施する

県民、事業者

犯罪被害者等の置かれている状況・支援の必要性について理解を深め、二次的被害防止に十分配慮する等

民間支援団体

犯罪被害者等支援を行うに当たって必要な知識及び技能の向上を図る等

基本方針 (第8条)

- (1) 犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害に係る損害の回復及び経済的負担の軽減を図ること
- (2) 犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするための支援を図ること
- (3) 再被害及び二次的被害の発生を防止を図ること
- (4) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民及び事業者の理解の促進を図ること
- (5) 民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者の育成及び支援を図ること
- (6) 県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援を行う者並びに県民及び事業者相互の連携協力体制の整備を図ること

犯罪被害者等支援計画  
(第9条)

- 計画の策定、公表
- 計画の策定・変更にあたって、県民及び審議会の意見を聴く
- 毎年度の実施状況公表

沖縄県犯罪被害者等支援審議会  
(第10条)

- 計画策定・変更、重要事項等について調査審議を行う
- 委員は、民間支援団体、学識経験者、犯罪被害者等で構成

財政上の措置 (第11条) 必要な財政上の措置を講ずるよう努める

市町村への協力 (第12条) 市町村の求めに応じ、情報提供、技術的助言その他の必要な協力を行う

施行日  
R 4年7月29日